（高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件の一部改正）

第三条　高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの	四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程の一部改正）

第四条　専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
専修学校の特定専門課程の修了者に係る専門士の称号に関する規程	専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程
（称号）	（目的）
第一条　専修学校の特定専門課程を修了した者は、専門士と称することができる。	**第一条**　この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。
（学則への記載）	（称号）
第二条　特定専門課程を置く専修学校は、当該特定専門課程を修了した者が専門士と称することができる旨を学則中に記載するものとする。	**第二条**　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。 一　修業年限が二年以上であること。 二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）		三　試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。 四　次条の規定により認められた課程でないこと。